

第4章 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

○ 主な取組

- ・ 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

【施策番号150】

警察庁においては、市区町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）の確定状況等について定期的に確認しており、平成28年度以降、全ての市区町村で施策主管課が確定している。また、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、市区町村において犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請し、全1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）において、総合的対応窓口が設置された。都道府県・政令指定都市については、23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている。

これら地方公共団体における総合的対応窓口のほか、都道府県・政令指定都市が行っている犯罪被害者等への支援施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi/madoguchi.html>）に掲載し、国民に対する周知に努めている。

- ・ 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

【施策番号152】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や

地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請している。

令和2年4月現在、14都道府県・政令指定都市、89市区町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している。

- ・ 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

【施策番号153】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、犯罪被害者等に関する条例の制定及び計画・指針の策定状況について情報提供を行っている（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jorei/jorei.html>）。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」では、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定を取り上げ、当該条例に基づく主な支援施策等を紹介しているほか、平成29年3月及び30年7月には、都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等支援に特化した条例集を取りまとめるなど、地方公共団体に対する情報提供に努めている。

令和2年4月現在、64都道府県・政令指定都市、641市区町村において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定が行われている。

トピックス

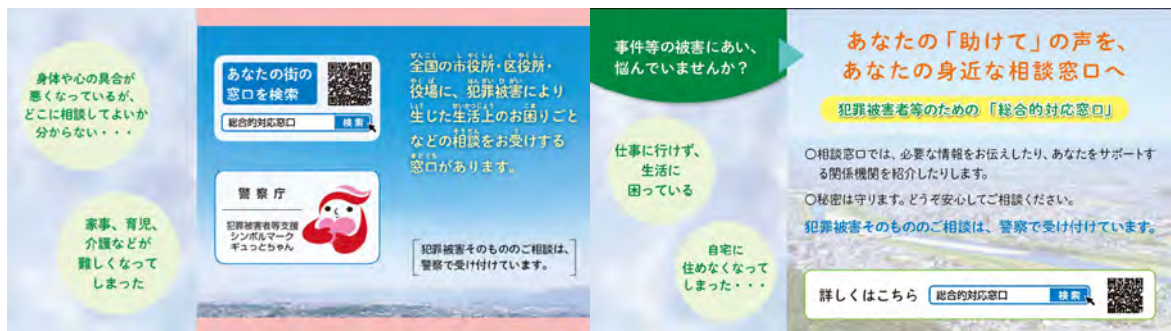
地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

警察庁は、地方公共団体に対して、犯罪被害者等に、犯罪被害により生じた生活上の様々な相談等について情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請していたところ、平成31年4月に全ての地方公共団体で総合的対応窓口が設置された。



総合的対応窓口ポスター

今後は、各地域の総合的対応窓口において、犯罪被害者等に対し適切に情報提供等を行い、その生活支援を効果的に行っていくことが課題であり、警察庁は、地方公共団体に対し、研修会等の様々な機会を通じ、総合的対応窓口の機能の充実等を要請している。また、新たな取組として、総合的対応窓口に関するポスター等の作成・配布をはじめ、ウェブサイトやSNSを利用した広報を警察庁において実施しており、それにより犯罪被害者等のみでなく、一般の方々に総合的対応窓口を周知するとともに、地方公共団体の総合的対応窓口担当職員等の担当業務に対する意識及び能力の向上を図ることとしている。



総合的対応窓口リーフレット

総合的対応窓口担当職員の手記

「被害者支援に携わって」

某市役所総合的対応窓口担当者

平成30年秋、市内の国道において飲酒運転により数名の尊い命が犠牲となる悲惨な交通死亡事故が発生し、被害者の死亡により高校3年生と高校1年生の兄弟が交通遺児となった。

警察の被害者支援担当者から、交通遺児となった兄弟は現在市営住宅に入居中であり、引き続き住宅への継続入居を希望しているが、行政からの支援はできないものかとの連絡があった。

連絡を受けた私は、市営住宅担当者と残された兄弟・御親族との三者による、市営住宅の継続入居についての意思確認を行うこととした。

面談の中で、御親族から高校3年生の兄は、県外への就職が内定しているが、卒業するまでの間は、弟と一緒に被害者との思い出があるこの住宅から通学したい。弟も兄と同じ思いが強く、できることなら、このまま住宅で生活できるように対応していただけないものかと要望があった。また、御親族の一人は、他市の高齢者住宅に入居しており、もう一人の御親族も、自分の家庭もあるため兄弟を引き取ることは困難であるが、共に兄弟の支援は全力で行うので、どうか住宅に継続入居させていただけたいと懇願していた。市営住宅担当者からは、本来、市営住宅は入居承継できないことになっている。しかし、諸事情等を考慮し継続入居ができるように対応したいが、担当者の判断だけで直ちに承認することはできないため、課内で入居承継について検討し、再度面談したいとの説明があった。

面談当初、兄弟と御親族は、住宅から退去することになるかもしれないと不安な面持ちであったが、継続入居に向け一歩前進したためか、少しではあるが表情が和らいだように見えた。

この交通死亡事故は、マスコミ各社が連日連夜大々的に報道していた。その報道を見たAさん（首都圏在住）から、御遺族に対して支援を行いたい旨の連絡があった。心温まる厚意であるが、御遺族等の連絡先は伝えることはできず、私から御遺族へAさんの連絡先等を伝えることとして、御遺族からの連絡を待っていただくよう対応した。

私は、御遺族・御親族は様々な手続等で多忙であったため、再度出向いて頂くのは大変心苦しかったが、面談に向けた日程調整を行った。

面談では、住宅担当職員から以前検討事項としていた住宅への入居について、御親族と今後就職する兄の支援を条件として、弟が高校を卒業する令和3年3月末まで住宅からの退去を猶予することとなったため、引き続き住宅で生活できることを伝えた。また、金銭面では、兄弟の養育者には児童扶養手当が支給されること、御遺族には交通遺児育英金の奨学金等の制度が利用できること、生活困窮となったときは、生活保護制度を活用できること等の説明を行った。また、報道を見たAさんから、御遺族に対して支援を行いたいと申し出があったことを伝え、支援を受けたいと思うのであれば直接Aさんへ連絡し、支援内容等についての確認をすること、困りごと等があったときは遠慮せず相談してほしい旨伝え、面談を終えた。

御遺族・御親族の方は、住宅の退去猶予により居住先の不安、金銭面での不安等が解消され、本当に助かりました、ありがとうございましたと頭を下げていた。

交通事故は被害者のみならず、加害者やその家族の人生も一瞬にして変えてしまいます。「自分だけは大丈夫」という考えが、一瞬の気の緩みを生み出し、一生を台無しにしてしまうことを、私たちは常に意識し、このような悲惨な交通事故がなくなることを切に願っております。

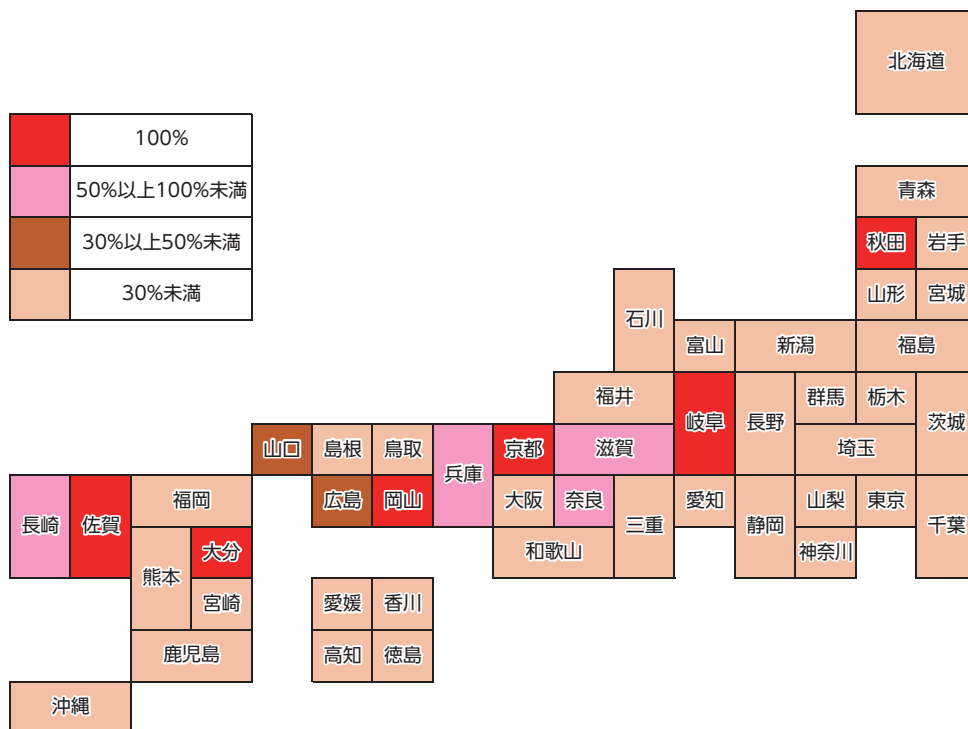
トピックス

犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定状況

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進のため、犯罪被害者等に関する条例の制定等について情報提供を行っているところ、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等の支援に特化した条例（以下「特化条例」という。）を制定する動きが広がっている。

令和2年4月1日現在（47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中）、21都道府県、7政令指定都市、326市区町村において特化条例が制定されている。

特化条例の制定状況（市区町村）R2.4.1



※ ここでいう特化条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例をいい、犯罪被害者等に対する見舞金支給についてのみ定めた条例も含むが、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例等のように、条例の一部に犯罪被害者等のための施策が規定されているものは含まない。



地方自治体における犯罪被害者等支援 ～東京都犯罪被害者等支援条例の制定について

東京都では、犯罪被害者等基本法の制定を踏まえ、これまで三期にわたる東京都犯罪被害者等支援計画を策定し、東京都総合相談窓口（平成20年度）や東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（27年度）を設置するなど、犯罪被害者等支援に取り組んできた。

一方、都内における刑法犯の認知件数は全国の約1割を占めており、また、犯罪被害者等の置かれている状況は依然として厳しいことから、都としての被害者支援の姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組を一層進めていくことが求められていた。

そこで、有識者懇談会において議論を重ねるとともに、パブリックコメントや犯罪被害者等への実態調査の結果を踏まえ、令和2年3月に東京都犯罪被害者等支援条例を制定し、同年4月から施行した。

本条例では、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とし、犯罪被害者等支援の充実や都民の理解・協力を図る観点から、都の責務、都民・事業者・民間支援団体の役割を明確化した。そして、相談・情報の提供、経済的負担の軽減等に加え、国内や海外からも多くの人が訪れるという東京の特徴を踏まえた「都内に住所を有しない被害者への取組」、また、先般の大規模な被害者が発生した事件を教訓とした「大規模被害への緊急支援」など、都が実施する犯罪被害者等支援の基本的な12の施策とその方向性を示している。あわせて、二次的被害・再被害の防止についても、基本理念や基本的な施策の中に盛り込んでいる。

条例の制定を契機に、これまでの取組に加え、性犯罪等被害者への精神的なケアの更なる充実を図るとともに、経済的支援の充実として、2年度から、犯罪被害者等のニーズが高かった見舞金の給付や法律相談・転居費用の助成を新たに実施する。また、都内で犯罪に巻き込まれた外国人の犯罪被害者等に対しても必要な支援を提供できるよう、外国語版のリーフレットの作成に加え、ウェブサイトの英語表記など、多言語対応の充実を図っていく。

今後は、3年度から開始する「第4期東京都犯罪被害者等支援計画（仮称）」の策定に向け、実態調査等から把握した犯罪被害者等の実情を踏まえ、支援策の更なる充実を図るとともに、警視庁、区市町村、民間支援団体等との連携を一層強化し、犯罪被害者等に寄り添った支援策を総合的に展開することにより、誰もが安心して暮らしていける都市東京の実現を目指していく。

・ 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号201】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪被害

相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、平成29年8月に、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（#8103（ハートさん））を導入した。令和元年度においては、全国共通番号の24時間化及び無料化を実現し、相談しやすい環境の更なる整備に努めている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に

トピックス

性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号「#8103 (ハートさん)」

第3次基本計画において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境整備等が掲げられた。

これを踏まえ、警察庁では、平成29年8月から、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号を導入している。

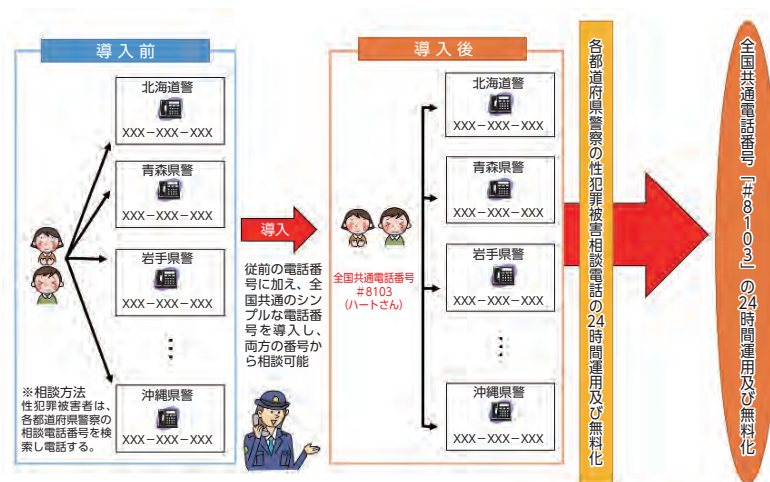
従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたことから、一般的に認知度が高くなく、また、相談者が電話をかける際、個別の番号を調べなければならず、利便性が高いとはいえないなどの問題があった。

そこで、シンプルな全国共通番号を導入することにより、相談窓口の認知度の向上を図るとともに、相談者が相談窓口にアクセスしやすくなるなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境を整えることとしたものである。

全国共通番号は、性犯罪被害に理解の深い方々からの意見も踏まえ、「#8103」を採用し、同番号に電話を架けると、発信地を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながるようになっている。

全国共通番号は、警察が性犯罪被害者の心（ハート）に寄り添うことをイメージし、また、親しみやすいものとするため、「ハー（8）・ト（10）・さん（3）」と呼んでおり、ポスター等による広報を行っている。

また、警察においては、31年4月から全国共通番号を通じた相談窓口の24時間運用を全国で実施したほか、令和元年7月から、全国共通番号の無料化を図り、相談しやすい環境の更なる整備に努めている。



対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得てその被害者の連絡先や相談概要等を犯罪被害者等早期援助団体[※]に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように努めている。

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

○ 主な取組

- ・ 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

【施策番号212】

法務省においては、例年、犯罪白書の中で、犯罪による被害の統計や、刑事手続における被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果を公表している（法務省ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html）。

また、平成30年度に実施した第5回犯罪被害実態（暗数）調査につき、令和元年度においてその結果を分析し、法務総合研究所研究部報告として公表した（法務省ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00019.html）。

- ・ 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

【施策番号220】

厚生労働省は、児童福祉施設や児童相談所、市町村などの体制を強化するため、児童福祉司や児童心理司、市町村職員等に対する研修の充実等を図っている。

特に、虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修については、児童福祉法等改正法により、児童相談所の児童福祉司や市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職について研修が義務化

された。また、児童相談所・市区町村・児童福祉施設等の児童虐待問題へ対応する機関において指導的立場にある職員等に対して、実践的な知見技術の習得等を目的とした研修事業を子どもの虹情報研修センターで実施してきたところであるが、児童虐待に対応する職員の専門性の更なる向上を図るため事業を拡充し、令和元年度から、全国2か所目の研修拠点である西日本こども研修センターあかしが研修事業を実施しており、国として必要な支援を行っている。こうした取組を通じて、専門人材に対する研修の一層の充実に取り組んでいる。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

○ 主な取組

- ・ 民間の団体への支援の充実

【施策番号224】

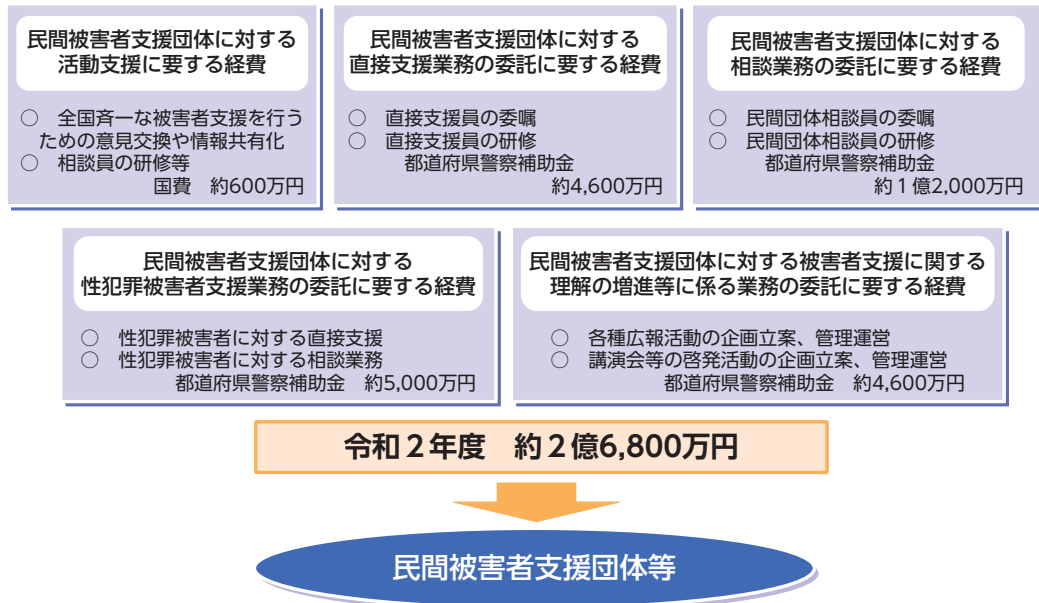
警察においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援に努めているほか、活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助に努めている。

厚生労働省においては、児童虐待防止及び配偶者からの暴力被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している啓発活動等に対する支援を行っている。

また、児童福祉法等改正法により改正された児童虐待防止法に基づき、児童虐待の再発防止のため、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングや定期的な子供の安全確認等についてNPO法人等に委託できるようにするなど、

※ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人。

国による民間被害者支援団体に対する財政援助



児童虐待対応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携した取組を推進している。

・ 警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号230】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被

害者支援団体の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行うとともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体には、犯罪被害者等の同意を得た上で当該犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供するなど、緊密な連携を図っている。